

	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or完了
1	地域振興部	防災危機管理課	浮田地区の指定避難所の在り方について	現在、花巻市では浮田振興センターを指定避難所としているが、避難する場所は2階であり、トイレが1階にしかないため、階段を上り下りしなければならない。高齢者等にとって避難所としては優しい建物と感じる。また、冬寒期などは振興センターまでの上り坂も危険であるなど、避難所としてはいくつかの問題があるように思われる。 前回も聞いたが、指定避難所を地域の同意でほかの施設に移すことは可能であるとの回答だったが、一例とすれば「中内公民館」が挙げられる。同公民館は選挙の投票所として活用されているが、トイレは汲み取り式うずく個室が狭いため改修が必要と思われる。 地域の皆の合意を受けてのことになるが、中内公民館を指定避難所として登録し、介助が必要な方も安心して使えるトイレに改修する考えがあるか伺う。	【地域振興部長】 避難場所には、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する「指定緊急避難場所」と、災害が発生した場合に避難をしてきた被災者が一定期間生活するための「指定避難所」があり、土砂災害、洪水、地震等の災害の種類や、それぞれの指定基準等に十分留意の上、適切な指定をする事となっているが、両者を兼ねて指定することも可能とされている。 浮田振興センターは、指定緊急避難場所と指定避難所の両者を兼ねて指定しており、被災の状況によっては、指定緊急避難場所として開設した後、指定避難所に移行して使用することもある。 指定緊急避難場所の指定にあたっては、内閣府が作成した「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」において、避難場所の開放を行う担当者等あらかじめ定められていること、管理条件（事故が立ふおそれがない安全な土地の区域）内に安全な構造となっている建築物であることを前提とし、当該施設が地震に対して安全な構造となっている耐震条件などの指定基準が定められていて、このうちの耐震条件とは、昭和56年改正の建築基準法の耐震基準を満たす建物であるとされている。 過去の事例として、指定緊急避難場所が新たな土砂災害警戒区域内若しくは浸水想定区域内となり、安全区域から外れたため、当該地区と協議して別の場所に変更したことがある。 今回ご提案の中内公民館は、昭和55年に建築され、地元が所有し管理している建物とお伺いしているが、建築基準法改正前の建物であるため、耐震診断を行っていただく必要がある。 指定緊急避難場所に指定していない施設ではないが、大迫の自治公民館(沢崎公民館)で耐震基準を満たしていない施設であったため、市が所有する施設であったため、市が耐震補強工事を実施したことがある。中内公民館は地元所有の施設であるが、指定緊急避難場所として利用することが適切であるとなった場合には、市が工事費用の一部を負担することを含め、協議には応じたいと考えているので、ご相談いただきたい。トイレの水洗化や改修については指定基準に定められてはいないものの、避難場所、避難所の環境改善の観点からは、水洗化工事等を行っていただくことを検討いただきたい。また、市でトイレカーを導入する予定である。多目的トイレ仕様であり、スロープがあるので車いすでも使用できるのでそちらの車の活用も考えられる。	避難場所には、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する「指定緊急避難場所」と、災害が発生した場合に避難をしてきた被災者が一定期間生活するための「指定避難所」があり、土砂災害、洪水、地震等の災害の種類やそれぞれの指定基準等に十分留意の上、適切な指定をする事となっているが、両者を兼ねて指定することも可能とされている。 浮田振興センターは、指定緊急避難場所と指定避難所の両者を兼ねて指定しており、被災の状況によっては、指定緊急避難場所として開設した後、指定避難所に移行して使用することも想定している。 指定緊急避難場所の指定にあたっては、内閣府が作成した「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」において、避難場所の開放を行う担当者等あらかじめ定められていること、管理条件、危険が発ぶおそれが無いと認められる土地の区域(安全区域)内に安全な構造となつても異常現象に対して安全な構造となっている構造条件、当該施設が地震に対して安全な構造となっている耐震条件などにある指定基準が定められているが、これらの耐震条件とは、昭和56年改正の建築基準法の耐震基準を満たす建物であることとされている。 過去の事例として、指定緊急避難場所が新たな土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域内となり、安全区域から外れたため、当該地区と協議して別の場所に変更したことがある。 中内公民館は、昭和55年に建築され、地元が所有し管理している建物とお伺いしているが、建築基準法改正前の建物であるため、耐震診断を行っていただく必要があり、診断の結果、耐震基準を満たしていない場合には耐震補強工事をやっていただく必要がある。 指定緊急避難場所に指定している施設ではないが、大迫の自治公民館(沢崎公民館)で耐震基準を満たしていない施設があり、市が所有する施設であったため、市が耐震補強工事を実施したことがある。中内公民館は地元所有の施設であるが、指定緊急避難場所として利用することが適切であるとなった場合には、市が工事費用の一部を負担することを含め、協議には応じたいと考えているので、ご相談いただきたい。トイレの水洗化や改修については指定基準に定められてはいないものの、避難場所、避難所の環境改善の観点からは、水洗化工事等を行っていただくことを検討いただきたい。また、市でトイレカーを導入する予定である。多目的トイレ仕様であり、スロープがあるので車いすでも使用できるのでそちらの車の活用も考えられれる。	完了
2	東和総合支所建設部	地域振興課 建築住宅課	市道周辺の環境整備について	地域では空き家が増え、不在地主の管理が行き届かずなくなった木が、道路のすぐ脇までかかる状態である。本来、市道の通行の妨げになる枝等は市で伐採していると聞いているが、枝先だけではすぐに垂れ下がり交差が生じている。 当地区では「煙突倶楽部」を立ち上げ交通危険場所の伐採なども行っているが、道路周辺の里山を手入れすることで交通障害の改善や、野生動物の出没の軽減を図らねばならないものとする。 しかし、道路の草刈りと同じ作業をしている方々も高齢化が進み、継続に不安を感じている。そこで、今後市道の管理について予算的なこともあるとは思いますがどの程度進められるものが伺う。	【東和総合支所長】 日頃から市道の草刈り作業や、自動車の通行に支障となる道路の穴などの情報提供について、ご協力をいただき感謝申し上げます。 ご質問の中で市道敷地内に枝などが伸びてきた場合について、市が枝切りを行っているとのことをお話があったが、例えば民地にある樹木の倒木により、市道が片側交互通行になるような場合、まずはじめの対応として車両の通行を確保するためことから、緊急的に市においてその倒木を路肩などに撤去する。ただし、通常は原則として民地に繁茂している樹木について、その土地の所有者又は管理者に対しご連絡を行い、枝払いや撤去などの適正管理をしていただくようお願い(依頼)をしている。 市道に隣接した場所から市道に倒木しそうな樹木があり、区長等から危険である旨のご連絡をいただいた場合は、土地の所有者又は管理者にご連絡を行い適正管理をお願い(依頼)をしています。 または、事例で紹介いただいた浮田地区の「煙突倶楽部」様の活動に感謝しており、地域の市道管理のみならず、クマ等を寄せ付けない対策になっているものと思うが、何分、今年は山のクマのエサが不作で、クマがエサを求め人里に入り下りてきていると思われることから、目撃回数が昨年度と比較し、現時点で約3倍に増えている。活動や作業には十分注意いただきたい。 また、市道の草刈りに従事している方の高齢化については、他の地域でもよく伺っており喫緊の課題であると認識している。しかし、市がすべての市道の草刈を行うことは予算など様々な面から難しいため、現在の地域での草刈を維持していただきたいところであるが、今後、地域での作業が難しくなってきた場合には、その都度、市にご相談いただきたい。	ご質問の中で市道敷地内に枝などが伸びてきた場合について、市が枝切りを行っているとのことお話があったが、例えば民地にある樹木の倒木により、市道が片側交互通行になるような場合、まずはじめの対応として車両の通行を確保するためことから、緊急的に市においてその倒木を路肩などに撤去する。ただし、通常は原則として民地に繁茂している樹木について、その土地の所有者又は管理者に対しご連絡を行い、枝払いや撤去などの適正管理をしていただくようお願い(依頼)をしている。 市道に隣接した場所から市道に倒木しそうな樹木があり、区長等から危険である旨のご連絡をいただいた場合は、土地の所有者又は管理者にご連絡を行い適正管理をお願い(依頼)をしています。 または、事例で紹介いただいた浮田地区の「煙突倶楽部」様の活動に感謝しており、地域の市道管理のみならず、クマ等を寄せ付けない対策になっているものと思うが、何分、今年は山のクマのエサが不作で、クマがエサを求め人里に入り下りてきていると思われることから、目撃回数が昨年度と比較し、現時点で約3倍に増えている。活動や作業には十分注意いただきたい。 また、市道の草刈に従事している方の高齢化については、他の地域でもよく伺っており喫緊の課題であると認識している。しかし、市がすべての市道の草刈を行うことは予算など様々な面から難しいため、現在の地域での草刈を維持していただきたいところであるが、今後、地域での作業が難しくなってきた場合には、その都度、市にご相談いただきたい。	完了
3	東和総合支所	地域振興課	市道周辺の環境整備について	中内地区の市道は、委託を受け地域で草刈りをしている。道路から1m程度にガードレールがありその外側まで越えて草刈りをするのは難しいので、草刈りの範囲を内側までにしていた方がいいかと相談したい。	委託の内容も含め建設係にご相談をいただきたい。	自治会の草刈り業務委託について、個別に現地を確認し、判断しなくてはなる。	完了
4	健康こども部生涯学習部地域振興部	健康づくり課 スポーツ振興課 地域づくり課	市が委嘱する委員等について	中山間地は人口減少のほか、高齢者世帯の増加により自治活動の継続が難しくなってきている。このような中、市が委嘱する各委員の推薦等が要請されるが、本当に必要な委員(役職)なのか疑問に感じることがある。 保健推進委員、地域スポーツ普及員は、どのような活動で、どのように地域に活動状況が報告されているのか分からない。この方がいないとどのような大きな問題が生じ、花巻の存続が危ぶまれるものなのを知りたいと感じる。 「人がいないのに役割だけがたさんあんな現状」は改善すべきだと思う。役割の見直しと併せ、統合するものは統合し、統合や廃止することに必要なのではないかと、「従前からあるのでではなく、現在社会上的必要性を考えるために、一度アンケートを取ってみてはどうか。前述したように、『地域スポーツ普及員をご存じますか?』『どんな役割を持っていますか?』『あなたにとってこの普及員は有益かどうか』などの質問をしていかがですか。」	【健康こども部長】 保健推進委員の活動については、大きく3点となる。 1つ目は市民の健康づくりに関することで、保健推進委員自らが市や県の主催する研修会に参加し、健康づくりについて学び、生活の中で実践したり、地区の集まりやサロン、通いの場など様々な機会に話題とし、普及啓発を頂くことにより地域の皆さんの健康づくりにつながるものである。 2つ目は、地域の健康づくり推進事業への協力をお願いしている。市は保健推進委員の方々による受診の呼びかけや自治公民館等への特設案内のチラシ・ポスター掲示により、特定健診の受診率が非常に高い状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻化する中、ワクチン接種が急がれる時期に応じた多くの活動もお願ひしているところである。 3つ目は、地域活動への協力をお願いしている。地域の皆さんで行っているサロン、通いの場等で受付等の協力や、地域の方からの健康等の相談を受けた場合は、必要に応じて市や関係機関へ紹介頂くこととしている。 保健推進委員は、市民の健康づくりについて行政と地域のパイプ役として保健活動を市とともに推進する役割を担っている。しかし、人口減少や高齢化が進む中、それぞれの地区で推薦に苦慮している現状や活動実態もふまえ、令和3年度に保健推進委員の定員数を見直し、361名から290名としたところである。 【生涯学習部長】 昭和39年の東京オリンピック直後、12月に閣議決定された「国民の健康・体力増強策について」に基づき、行政や民間団体による「体力づくり国民会議」が発足し、全国的に体力づくりを推進する組織(体力づくり県民会議、市民会議等)を設置するようになった。 旧花巻市では、昭和57年度に「各行政区単位」に「体力づくり推進員」を設置し、体力づくりを推進してきた。その後、市スポーツ振興計画の一環として「花巻市地区スポーツ推進員」、合併後の花巻市においては「花巻市スポーツ推進員」、「花巻市生涯スポーツ推進員」と名称を変え、平成28年から「地域スポーツ普及員」となり現在に至っている。 なお、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づき、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うための市町村に設置することされており、「体育指導委員」という名称の時もあったが、現在は市の規則により39名の方に委嘱している。 地域スポーツ普及員の設置状況については、2年任期制としており、現在の普及員は今年度末までの任期で、旧花巻地域は各行政区2名、旧3町行政区からは1名とし、市内218行政区から332名の推薦を頂いているほか地区協議会の会長からの推薦2名の合計334名を委嘱している。市内12地区に地区協議会を組織し活動している。 普及員には市から活動報酬支出しており、地区別年間額20,000円に加え、普及員1名あたり月額3,000円を支払って各地区協議会へ支払っている。 普及員の任務は、市民とともに生涯スポーツの実践普及に努めること、市民の健康・体力づくり活動の促進のための組織の育成等を行うこと、行政機関が実施する健康づくりのためのスポーツの行事又は事業に関し協力することのほか、普及員協議会が定める事業を促進することと規定されている。 具体的な活動内容は、毎年4月開催のイーハトーブ花巻ハーフマラン大会の走路員等のスタッフとして各地域から約100名、毎年2月開催の花巻市民ニュースポーツ交流大会の運営及び参加として例年約150名の協力を頂いている。このほか、地区協議会単位のニュースポーツ大会や講習会等の企画・運営を行っている。 マラソン大会など大規模イベント大会では多くのスタッフが必須とするため、市内から多くの協力をいただける普及員はスポーツイベントの持続的な開催に大きく寄与しているほか、各地区(行政区)単位での各種スポーツイベントや軽スポーツ等の普及にも活動いただいている。スポーツ推進委員が普及員へ専門的な実技指導等を行い、普及員はその内容をともに各地区でニュースポーツ等の普及活動を行っていたり、スポーツ推進委員会がフォローして活動いただけているものと認識している。このようなことから、地域スポーツ普及員の皆さまには引き続き活動していただきたいと考えている。 一方で、市全体の普及員の人数規模、行政区単位での推薦とする現在の体制については、人口減少などの事情によりどうしても普及員を推薦できない地区があることは承知しているが、人数規模や推薦方法など普及員のあり方については各地区協議会の意見を聴きながら検討していきたい。	【スポーツ振興課】 地域スポーツ普及員は、昭和57年度に旧花巻市において各行政区単位に「体力づくり推進員」として委嘱し市民の体力づくりを推進しているものであり、その後、合併時などに名称を変え、平成26年からは「地域スポーツ普及員」となり現在に至っている。 主な活動内容としては、2月に開催している花巻市民ニュースポーツ交流大会の運営及び参加の協力をいただいているほか、地域の軽スポーツの普及として地区協議会単位のニュースポーツ大会や講習会等の企画・運営を行っていただいている。また、4月に開催しているイーハトーブ花巻ハーフマラン大会の走路員などのスタッフを担当していただけており、各地協議会において活動内容を検討していただけたことが、市民の体力づくり推進の活動を支援したいと考えている。 一方で、市全体の普及員の人数規模、行政区単位での推薦とする現在の体制については、人口減少などの事情により人数が難しい地区もあるため、人数規模や推薦方法など普及員のあり方について各地区協議会の意見を聴きながら検討していく。	【健康づくり課】 保健推進委員の活動については、大きく3点となる。